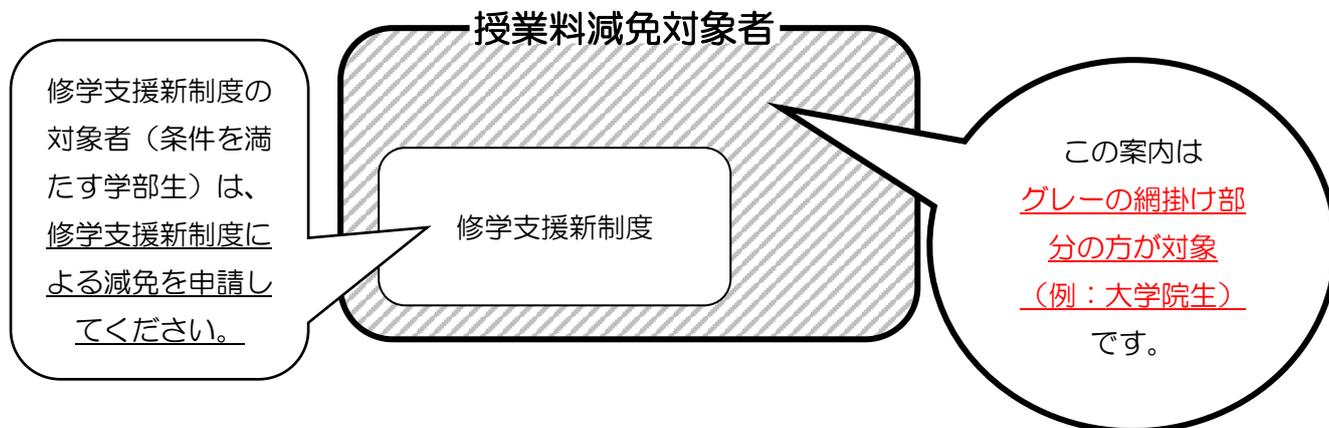


2021 年度前期 本学独自の授業料減免申請の案内（日本人学生用）

1. 本学（広島市立大学）独自の授業料減免制度とは

「修学支援新制度による授業料減免制度」の対象外である方のうち、経済的理由により授業料納付が極めて困難な方を対象に、授業料減免を行う制度です。



2. 免除対象者

下記①～⑤の全てに該当する者（②～⑤の詳細については、別紙【授業料減免基準】を参照）

① 修学支援新制度に申請することができない者（大学院生等）

※本学独自の授業料減免と修学支援新制度の授業料減免を併用申請することはできません。

② 経済的理由によって授業料納付が著しく困難であること

③ 収入要件を満たしていること

④ 学業・成績要件を満たしていること

※原則として、留学・休学等の正当な事由以外で修業年限を超えて在籍している者は対象外

⑤ 奨学金申請等学費を確保するための努力を行っていること

3. 減免額

対象者として許可された場合、授業料は以下のとおり減免されます。

減免結果	減免額	(納付額)
全額免除	267,900 円	0 円
半額免除	133,950 円	133,950 円
1/4 免除	66,975 円	200,925 円

4. 申請方法等

- 申請期間 2021年4月1日(木)～2021年4月28日(水)（郵送の場合、必着）

※必ず申請期限内に申請してください。

- 申請方法 提出書類を全て揃えて、申請場所へ持参又は郵送

- 申請場所 本部棟1階 学生支援グループ（窓口取扱時間 平日8:30-18:00）

郵送の場合は、

〒731-3194 広島市安佐南区大塚東3丁目4番1号

広島市立大学 事務局学生支援室

宛としてください。

5. 提出書類（申請前に全て揃っているか、☑欄で必ず確認してください。）

☑欄	上段：提出書類【対象者】	下段：注意事項
	① 授業料減免申請書【全員提出】	⇒本人及び保証人欄は、各自が必ず自署してください。
	② 授業料減免申請調書【全員提出】	⇒区分1：生活保護、区分2：非課税世帯、区分3：特別事情で該当する調書を提出してください。
	③ 承諾書【全員提出】	
	④ 結果返信用封筒（長3サイズ）【全員提出】	⇒84円切手を貼って、宛名に減免結果を送付してほしい住所・氏名を必ず書いてください。
	⑤ 住民票【全員提出】	⇒学生本人を含む「世帯全員分」の住民票（マイナンバーの記載がないもの）を提出してください。
	⑥ 2021（令和3年度）課税証明書【区分2、区分3提出者のみ】	⇒提出した住民票に記載されている18歳以上の方全員分の課税証明書を提出してください。 ※2021年度に高校生以下の方、2020年度に高校生であった方は提出の必要がありません。 ※住民票には記載されているが、実際は別居して独立生計となっている社会人以上の方がいる場合は、課税証明書の代わりに、別居先の水道料金等の最新の領収書のコピーを提出してください。 ★市区町村での発行が、5月末から6月上旬頃のため、⑥のみ提出期限を6月18日（金）とします。
	⑦ 生活保護受給証明書【区分1提出者のみ】	
	⑧ 申立書【奨学金・母子寡婦福祉資金を申請、貸与又は受給していない学生のみ】	⇒奨学金等を申請していない理由を記入し、提出してください。

● 区分3（特別事情が発生した世帯）で提出する場合は、別途以下の提出書類も必要となります。

・申請者全員

提出書類	注意事項
<ul style="list-style-type: none"> 申請時の直近3ヶ月間の収入を証する給与明細、収支の分かる帳簿等（学生のアルバイト収入は提出の必要がありません。） 年金（恩給、老齢、遺族）振込通知書又は年金額改定通知書 	18歳以上の同一生計者 全員分

・事由別提出書類（該当する対象事由の欄に記載されている書類を提出してください。）

対象事由	提出書類	備考
死亡	<ul style="list-style-type: none"> 死亡診断書 保険金等受給（予定）明細書等 	
被災	<ul style="list-style-type: none"> 被災証明書等、被害物件と被害の程度が分かるもの 人的被害の場合は医師の診断書 保険金等受給（予定）明細書 	市区町村長、消防署長又は警察署長発行
破産	<ul style="list-style-type: none"> 破産宣告書等 	
離別	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本等、離別日が確認できるもの。 	市区町村の役場等発行
疾病	<ul style="list-style-type: none"> 医師が発行する診断書（初診日及び療養者の程度、治療期間の記載があるもの） 傷病手当金支給決定通知書等 	申請時まで長期（3か月以上）の療養をし、申請時現在治療中であること。
失職	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険受給資格証（1,3面） 退職金支払い証明書等 	失業給付を受けていない場合は、離職票を提出。※自己都合（早期）退職及び定年による離職は申請対象外。
行方不明	<ul style="list-style-type: none"> 行方不明を証明する官公署発行の証明書 	

※審査するうえで、事情・状況に応じて上記以外の書類の提出を求められることがあります。

6. 独立生計者について

次の①～③全てに該当する学生は、学生本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）の市町村民税課税状況で収入要件を判定します。（父母等の市町村民税課税状況を使用しません。）

- ① 所得税、健康保険等の被扶養者となっていない者（保険証の世帯主氏名が学生本人になっている）
- ② 父母等と同居していない者
- ③ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、課税証明書が発行される者

独立生計者として申請をする場合は、「健康保険証のコピー」を提出書類と併せて提出してください。

※審査するうえで、ほかの書類の提出を求めることがあります。

7. 注意事項

減免の申請を行う場合は、減免結果が通知されるまで授業料を納付しないでください。

納付をしてしまうと、減免申請を辞退したこととなり、納付された授業料は返還できません。

結果通知は、**7月上旬～中旬頃**に送付する予定です。

全額免除以外の方（不許可を含む）には、併せて納付書を送付しますので、

8. 個人情報保護について

授業料減免申請書及び添付書類に記載された個人情報は、授業料減免審査の目的で利用します。今後の授業料減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

9. 減免の取消

虚偽の申請、その他不正な手段により許可を受けた場合は、その許可を取り消します。

問い合わせ先

広島市立大学 事務局

学生支援室 学生支援グループ

〒731-3194

広島市安佐南区大塚東3丁目4番1号（本部棟1階）

TEL：082-830-1522

FAX：082-830-1529

E-mail：gakusei@m.hiroshima-cu.ac.jp

【授業料減免基準】

基準 免除	収入要件 (いずれかの要件に該当すること)	学業・成績・その他要件 (全ての要件を満たすこと)
全額免除	<ol style="list-style-type: none"> ① 学資負担者が生活保護を受けている ② 徴収期限前1年以内(注※)に学資負担者に以下のような事情が発生し、総所得が生活保護基準以下の世帯の学生。 (ただし、事情発生により授業料年額の20倍を超える臨時収入(死亡の場合は3000万円以上の臨時収入)がある場合を除く。) ①死亡 ②被災(冷害等の被害を含む) ③行方不明 ④長期療養(傷病のため3か月以上療養し、その間の収入が著しく減少した場合) ⑤離別 ⑥破産 ⑦失職(現在求職中の場合に限る。又、定年退職、早期退職、自己都合による場合、臨時の職を離職した場合を除く) 	<ol style="list-style-type: none"> ① 学部の1年次前期の学生は、高校の評定平均値2.7以上、1年次後期及び2年次以上の学生は属する学部・学科・研究科における各年次までの「標準修得単位」(「標準取得単位について」参照)を満たしていること。 博士前期1年次後期以上、博士後期2年次以上の学生は「標準修得単位」を満たしていること。 ② 修業年限を超えて在学していないこと。 (休学及び正当な事由(疾病・留学・大学院の学生の論文作成・出産や育児・その他やむをえない事由)があると認められる場合を除く(※))
4分の1免除	<ol style="list-style-type: none"> ① <u>世帯員全員の市町村民税所得割が非課税世帯の学生</u> ② 徴収期限前1年以内(注※)に学資負担者に以下のような事情が発生し、総所得が日本学生支援機構の定める第一種奨学金基準以下の世帯の学生 (ただし、事情発生により授業料年額の20倍を超える臨時収入(死亡の場合は3000万円以上の臨時収入)がある場合を除く。) ①死亡 ②被災(冷害等の被害を含む) ③行方不明 ④長期療養(傷病のため3か月以上療養し、その間の収入が著しく減少した場合) ⑤離別 ⑥破産 ⑦失職(現在求職中の場合に限る。又、定年退職、早期退職、自己都合による場合、臨時の職を離職した場合を除く) 	<ol style="list-style-type: none"> ③ 当期の履修登録を行っていること。 ④ 懲戒処分を受けていないこと。 ⑤ 奨学金申請等、学資確保のための努力を行っていること。
半額免除	<ol style="list-style-type: none"> ① 学部の1年次前期の学生は、高校の評定平均値3.5以上、1年次後期及び2年次以上の学生にあっては、属する学部・学科における各年次までの「標準修得単位」を満たしており、かつ、属する学部・学科における学業成績が上位3分の1以内であること。 博士前期1年次後期以上の学生は、「標準修得単位」を満たしていており、かつ、属する研究科(専攻)の上位3分の1以内であること。 博士後期2年次以上の学生は「標準修得単位」を満たしていること。 ② 修業年限を超えて在学していないこと。 (休学及び正当な事由(疾病・留学・大学院の学生の論文作成・出産や育児・その他やむをえない事由)があると認められる場合)を除く) ③ 当期の履修登録を行っていること。 ④ 懲戒処分を受けていないこと。 ⑤ 奨学金申請等、学資確保のための努力を行っていること。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 学部の1年次前期の学生は、高校の評定平均値3.5以上、1年次後期及び2年次以上の学生にあっては、属する学部・学科における各年次までの「標準修得単位」を満たしており、かつ、属する学部・学科における学業成績が上位3分の1以内であること。 博士前期1年次後期以上の学生は、「標準修得単位」を満たしていており、かつ、属する研究科(専攻)の上位3分の1以内であること。 博士後期2年次以上の学生は「標準修得単位」を満たしていること。 ② 修業年限を超えて在学していないこと。 (休学及び正当な事由(疾病・留学・大学院の学生の論文作成・出産や育児・その他やむをえない事由)があると認められる場合)を除く) ③ 当期の履修登録を行っていること。 ④ 懲戒処分を受けていないこと。 ⑤ 奨学金申請等、学資確保のための努力を行っていること。

注※ 徴収期限前1年以内：2020年4月29日以降。なお、入学した期は入学前1年以内とする。